

主な課題と対応の考え方 1 全体的な枠組みに関する事項

現状、問題意識	対応の考え方	計画への反映
<p>(1) 災害想定（防災アセスメント）における大規模災害への対応</p> <p>石油コンビナートに係る危機管理上の観点から、低頻度ではあるが大規模な被害を伴う災害事象について、石油コンビナート等防災本部の災害想定における位置づけを明確にし、適切に防災対策への反映を図ることが必要である。</p>	<p>以下のとおり災害想定の方法等について技術的な見直しを行うとともに、評価結果の取扱いを改めることが必要である。</p>	
	<p>① 大規模被害を伴う最近の事故事例等を踏まえた災害事象の追加</p> <p>本検討会と並行して開催された「石油コンビナート等における災害時の影響評価等に係る調査研究会」の結果に基づき、消防庁において防災アセスメント指針を改訂し下記の災害事象等を追加するとともに、各関係道府県の石油コンビナート等防災本部において災害想定に反映していくことが必要である。</p> <p><主な追加点></p> <p>○平時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災における高圧ガスタンク爆発火災を踏まえ、BLEVE による災害シナリオを追加 ・防油堤外や海上流出等を伴う災害シナリオを追加等 <p>○大規模地震時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災における石油コンビナートの津波被害を踏まえ、津波による災害シナリオを追加 ・液状化やスロッシングの影響によるタンク等の被害シナリオを刷新等 	<p>㊦第3編 災害想定</p> <p>改定後のアセスメント指針を用いて調査を実施し、その災害想定に内容を更新</p>
	<p>② 低頻度・大規模被害の災害事象に関する取扱いの明確化</p> <p>災害想定の際、発生危険度は相対的に小さいが周辺地域に影響が及ぶような事象については、東日本大震災やその後の爆発火災、海上流出事故等を踏まえ、当該影響の大きさを推定（定性的評価を含む。）しておくことが防災対策上有用である。</p> <p>また、災害想定において定量的な評価が技術的に難しい事象についても、過去の事故事例等を踏まえ定性的な評価を実施する等し、幅広く災害シナリオとして考慮しておくことが重要である。</p>	<p>㊦第3編 災害想定</p> <p>改定後のアセスメント指針を用いて調査を実施し、その災害想定に内容を更新</p>
<p>③ 評価結果の防災対策への反映</p> <p>上記①及び②による見直し事項をはじめ、防災アセスメントにおける評価結果について、石油コンビナート等防災本部を中心に、各関係者において共有し、それぞれの担うべき役割に応じ防災対策に反映していくことが必要である。</p>	<p>㊦第4編 予防対策</p> <p>㊦第5編 応急対策</p> <p>アセスメント調査の結果や最近のコンビナートにおける重要課題等を踏まえ内容を修正</p>	

現状、問題意識	対応の考え方	計画への反映
<p>(2) 最大クラスの地震・津波に伴う石油コンビナート災害への対応の考え方</p> <p>石油コンビナート防災においても、最新知見を踏まえ、最大クラスの地震・津波を考慮して対策を推進していくことが必要である。</p>	<p>当該地域における地震・津波の影響が著しく大きい場合には、個別の施設等における予防対策や拡大防止策にも限界があると考えられることから、以下のような方向性により対策を進めることが適当である。</p> <p>○当面の対応：周辺地域の住民や関係事業所の従業者等の人命安全を最低限確保</p> <p>○中長期的対応：津波まちづくり等における都市計画や開発計画と連携して対処（防災緩衝地帯の設定等も検討）</p> <p>なお、石油コンビナート等特別防災区域については、災害対策基本法に基づく都道府県・市町村の地域防災計画とは別に、石災法に基づく石油コンビナート等防災計画により一元的な対応が図られる仕組みとなっているが、広域にわたるおそれのある複合災害への備えとして、双方が一体となった体制づくりを進めることが必要である。</p> <p>また、石油コンビナート災害に係る応急対策上も、地震・津波に伴う阻害要因（通信や交通の障害、消防力の逼迫等）を十分考慮し、実情に即した対応を図ることが必要である。</p>	<p>○第4編 第4章 避難計画の策定</p> <p>㊦第5編 第5章 広報活動</p> <p>※中期的な対応については今後の検討課題</p>
<p>現状、問題意識</p>	<p>対応の考え方</p>	<p>計画への反映</p>
<p>(3) 石油コンビナート災害の特殊性に対応した防災体制の充実強化</p> <p>石油コンビナートでは、大規模・複雑な施設において、多様な可燃性物質や有害物質の潜在的な危険性を管理・制御しながら、極めて大量の貯蔵・取扱いが行われており、ひとたび災害が発生し、被害が拡大した場合には、その特殊性から関係機関が連携し総合的に応急対策を展開していくことが必要となる。このため、石災法においては、石油コンビナート等防災本部を関係都道府県に常設し、コンビナート所在市町村等と一元化した大きな構えを平時から採ることとしていると考えられる。</p>	<p>以下のような観点から、防災体制の充実強化を図ることが必要である。</p> <p>① <u>情報通信技術（ICT）を活用した情報収集・伝達体制の強化</u></p> <p>インターネット、衛星通信等を活用した情報通信ネットワークの多様化・多重化が必要。地理空間情報（G空間情報）を活用した支援システムの研究開発、導入等の推進が重要。</p> <p>② <u>自衛消防力・公設消防力の強化</u></p> <p>特殊な災害への対応力を強化するとともに、事故現場での活動に伴う危険性を低減するため、消防施設・資機材や消防戦術の高度化等に係る研究開発を進め、その成果を現場に導入・普及していくことが必要</p> <p><高度な資機材等の例>無人放水車、耐熱車両、無人監視カメラ、サーモグラフィ装置等</p> <p>③ <u>大規模災害時における本部体制の明確化</u></p> <p>石油コンビナート等防災本部、同現地防災本部について、異常現象発生時の情報連絡体制、警戒体制等について、具体的な対応区分や適用要件の整理が必要</p>	<p>○第4編 第5章 情報連絡体制の整備</p> <p>石コンFAX、防災無線を配備</p> <p>更なる高度化は今後の検討課題</p> <p>㊦第4編 第2章 第2節 石油コンビナート等防災施設等の整備</p> <p>特殊な災害・広域的な災害にも対応するため、県が泡消火薬剤等の整備を行うことや、先進的な防消火資機材の導入検討を行うことを追加</p> <p>㊦第1編 第4章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱</p> <p>㊦第2編 第1章 防災本部</p> <p>㊦第5編 第1章 応急活動体制</p> <p>記載内容を修正し、より責任区分や対応を明確化</p>

現状、問題意識	対応の考え方	計画への反映
<p>(4) 石油コンビナート防災に係る継続的な改善の仕組み</p> <p>石油コンビナート防災に関する計画、体制等については、各事業所や特別防災区域における事情の変更（貯蔵・取扱いの態様、施設・資機材の配備状況や経年変化、防災要員の配置状況や世代交代、操業・管理体制等）、周辺を取り巻く社会情勢や環境の変化、国内外の事故事例や防災上の最新知見等を反映し、不断に見直しを行っていくことが必要である。</p>	<p>以下のような取組みを通じ、石油コンビナート防災に係る継続的な改善の仕組みを整備充実していくことが必要である。</p> <p>① 防災計画等の定期的な見直し</p> <p>体制石油コンビナート防災に携わる関係機関や事業所の各々が、平時より関連情報の収集に努め、定期的な防災計画等の見直しの機会や各機関等のマネジメントサイクルの中で必要な見直しを行う体制を整備することがまず第一に必要である。その上で、当該情報を共有し、石油コンビナート等防災本部を中心に総合的な調整を図ることが必要であり、日頃より緊密な協力体制を構築することが重要である。</p> <p>また、事故の態様は様々であるが、原因や対策（予防～応急対策～復旧）の中には共通する点も多く見られることから、過去の事故データを収集・分析し、水平展開していくことが必要である。これに当たり、個別の事業所における取組みや国全体の事故統計等を補完し、業態等に応じてきめ細かく対処する上で、事業者団体の役割が期待されるところであり、関係省庁や関係機関等との連携強化、幅広い情報発信等を図りながら、計画的・継続的に取組みを推進していくことが重要である。</p> <p>② 教育・訓練</p> <p>上記①と併せて、防災業務に携わる者の資質向上を図るため、教育・訓練を通じた人材育成や組織全体の対応力向上を図ることが必要である。</p> <p>特に、最近の重大事故における被害拡大の経過等にかんがみると、貯蔵・取扱いしている物質の性状、安全管理上の要件、当該施設や計測装置等の特性、緊急停止の要領、異常時の危険認識や対応手順など安全確保において基礎的と言える内容について、各事業所の防災業務に携わる者に改めて徹底することが急務である。</p> <p>また、防災管理者・副防災管理者の資質向上が極めて重要であり、事業所内で統括的な立場にある者であることから、外部専門家による助言、定期的な講習受講の機会等も活用しながら教育・訓練の効果を高めることが有用と考えられる。</p>	<p>◎第4編 第2章 第1節 特定事業所等に対する指導監督</p> <p>県及び関係市（消防機関）が事故情報を積極的に提供していくことを追加</p> <p>※計画自体は定期的に見直しているが、進捗管理を行いPDCAサイクルを確実に回すことが今後の課題である</p> <p>○第4編 第1章 第1節 特定事業所におけると予防対策 緊急停止対応を明示し、マニュアルの整備等を規定</p> <p>○第4編 第1章 第4節 防災教育、防災訓練の実施</p> <p>○第4編 第2章 第1節 特定事業所等に対する指導監督 防災管理者研修会を毎年実施することを規定</p>

主な課題と対応の考え方2 個別の応急対策に関する事項

現状、問題意識	対応の考え方	計画への反映
<p>(1) 石油コンビナート等防災本部における迅速・円滑な情報把握</p> <p>石災法上の情報把握の仕組みとして、事故が発生した事業所—消防機関—石油コンビナート等防災本部が主なルートとなっているが、一次情報を有する事業所及び消防機関にあっては事故現場での活動に注力する必要(事故拡大時には更に顕著)があること、石油コンビナート等防災本部(都道府県)にあっては事故現場や住民対応に当たる市町村の拠点施設から離れた場所に所在していること等から、事故や応急対策の状況について情報把握に苦慮するケースが見られる。</p>	<p>次のような対応を図ることにより、石油コンビナート等防災本部において、迅速・円滑に情報把握を行うことができるようにすることが必要である。</p> <p>○事態に応じ、発災事業所の対策本部に関係機関等による現地連絡室を設置し、石油コンビナート等防災本部や市町村からも職員を派遣して、現場の一次情報を共有。</p> <p>○現場からの通報連絡を補完するものとして、防災アセスメントの評価結果(事故発生～拡大のシナリオ、事故拡大時の影響範囲等)、石油コンビナート地域情報管理システム等を活用。</p> <p>○平時からの取組みとして、石油コンビナート等防災本部において、保安や環境等を担当する関係部局、関係機関等と連携し、応急対策上必要な事業所情報(可燃性物質・毒劇物・放射性物質等の所在や性状、主な貯蔵取扱施設や防災施設の概要等)の共有、事故時の展開等の仕組みを構築。等</p>	<p>㊦第5編 第1章 応急活動体制</p> <p>㊦第5編 第2章 災害情報の収集、伝達連絡体系図等の見直し</p> <p>詳細はマニュアルレベルでの議論を行う</p>
<p>(2) 事業所における通報連絡や情報共有の徹底強化</p> <p>石油コンビナート災害の特殊性を勘案すると、異常現象や事故発生時の当該事業所における防災要員等への周知や消防機関等への通報、初動対応に当たる自衛防災組織や共同防災組織、これと連携して活動を行う公設消防隊等への事故情報の伝達、事故拡大時の隣接事業所等への情報伝達を迅速に行い、適切な情報に基づき危険を回避しながら早期の事故収束や拡大防止を図ることが極めて重要である。このため、石災法上も通報連絡や事業所内外の連携体制等について規定が設けられているが、悪質な例では異常現象に係る通報未実施の事案も発生するなど全体として実効性が確保されているとはいえない状況にあり、事故現場での被害拡大やその後の復旧を妨げる要因ともなっていると考えられる。</p>	<p>対応の考え方</p> <p>次のような点について徹底強化を図ることが必要である。</p> <p>① <u>事業所内の情報伝達体制</u></p> <p>○防災管理者・副防災管理者による全体統括の徹底</p> <p>○情報伝達マニュアルの整備、ICTの活用等による実効性向上</p> <p>○当該事業所内における発災施設とそれ以外の施設間の情報伝達(特に、大規模事業所等で担当部署や施設系統が分かれている場合)等</p> <p>② <u>異常現象の発生に関する消防機関への迅速な通報</u></p> <p>○異常現象の発生に関する防災管理者・副防災管理者の迅速な通報の徹底(石災法第23条第1項)</p> <p>○防災管理者・副防災管理者の責務に関する認識の徹底(罰則の適用を含む。)、通報に関する夜間・休日を含む責任体制の明確化、消防機関との前広な情報連絡の体制づくり等</p> <p>③ <u>現場対応に当たる防災要員、公設消防隊への的確な事故情報の提供等</u></p> <p>○出勤、現場到着、活動中等の各段階において、防災管理者・副防災管理者の統括の下、事態認識や活動内容、緊急退避等の情報を的確に伝達することを徹底</p> <p>○事態に応じ、爆発や火災、有害物質の漏えい等が発生・拡大した場合に備え、公設消防隊到着時のアクセスポイント、現場指揮本部等の位置を選定・変更等</p>	<p>計画への反映</p> <p>○第4編 第5章 情報連絡体制の整備</p> <p>通報体制を規定</p> <p>詳細は立入検査で確認している</p> <p>○第4編 第5章 情報連絡体制の整備</p> <p>同上</p> <p>㊦第4編 第1章 第1節 保安管理の徹底</p> <p>情報提供者制度に対応する体制を整備することを追加</p>

	<p>④ 事故拡大時の隣接事業所や市町村、防災関係機関等への情報伝達</p> <p>○隣接事業所については、共同防災組織における情報連絡に加え、石油コンビナート等特別防災区域協議会の活用等により災害情報を伝達。また、隣接事業所も被災した場合には相互に情報伝達</p> <p>○市町村、防災関係機関等については、石油コンビナート等防災計画や地域での協定等に基づき対処</p> <p>○ICTの活用等による実効性向上、停電や通信の輻輳への対処等</p>	<p>○第4編 第1章 第2節 相互連絡体制の整備</p>
	<p>⑤ 化学プラントにおける緊急停止時の安全、事故対応上の留意事項等</p> <p>○緊急停止作業を行う際の作業手順等の確認、作業従事者全員への周知徹底</p> <p>○異常現象が発生した場合の爆発や火災、有害物質の漏えい等の発生危険性、その影響範囲、避難経路等に関する周知徹底</p> <p>○上記のような危険性を有する設備等について、安全制御のための条件とその確認方法（監視計測手段・判断指標）、具体的な影響範囲等を明確化し、事前の計画や訓練を通じて自衛防災組織・公設消防隊に周知等</p>	<p>㊦第4編 第1章 第1節 保安管理の徹底</p> <p>緊急停止対応を再編整理</p>
<p>現状、問題意識</p>	<p>対応の考え方</p>	<p>計画への反映</p>
<p>(3) 地震及び津波発生時の自衛防災活動と安全管理</p> <p>地震及びこれに伴う津波の影響が著しく大きい場合は、自衛防災活動においても、地震・津波による人命危険の回避、石炭法上の特定防災施設・資機材等の被災、当該地域の防災インフラの被災等により制約が生ずることが考えられる。</p>	<p>下記のような点について非常時における活動要領や安全管理の点検を行い、地震及び津波発生時の対応力向上を図ることが必要である。</p> <p>① 地震・津波時の自衛防災組織等における対応の考え方</p> <p>自衛防災組織、共同防災組織等においては、人命安全を優先の上、防災活動に当たることが必要。特に、津波災害時には人的対応に係る制約が大きいと考えられることから、別添5（津波災害時の特定事業所・自衛防災組織等の安全確保対策の考え方）を参考として対処することが適当。また、避難行動時間の確保、施設の被災後の事故防止、被災した際の新たな危険の発生防止等の観点から施設の停止作業の自動化・省力化の措置を検討。</p> <p>② 特定防災施設・資機材等に係る応急措置・代替措置等</p> <p>○ 防災活動に用いられる特定防災施設・資機材等について、「特定防災施設等及び防災資機材等に係る地震対策及び津波対策の推進について（通知）」（平成24年3月30日付け消防特第63号）を踏まえ、地震による被害の評価を行うに当たっては、調査研究会でとりまとめを行った「特定防災施設等の地震による影響評価マニュアル」を参考として対処することが適当。</p> <p>○ また、同通知を踏まえ、特定防災施設・資機材等の被災に備えた応急措置や代替措置を講ずるに当たっては、調査研究会でとりまとめを行った「特定防災施設等の技術基準の検討」中の内容を参考として対処することが適当。</p>	<p>○第4編 第1章 第1節 保安管理の徹底</p> <p>○第5編 第6章 第4節 特定事業所の避難対策</p> <p>避難を優先とした対応を行うことを規定</p> <p>○第4編 第1章 第3節 消防力の整備強化</p> <p>防災資機材の適切な管理を規定</p>

	<p>○これらのほか、中核となる事業所の対策本部にあつては、耐震性・耐浪性を考慮した場所を選定することが適当。</p>	
	<p>③ 大規模タンクの浮き屋根沈降時の応急対策等</p> <p>平成15年十勝沖地震におけるタンク全面火災を踏まえ、大規模タンクの浮き屋根耐震改修が進められるとともに、大容量泡放射システムが全国12ブロックで配備されているところであるが、東日本大震災やその後の事故事例を踏まえると、浮き屋根耐震改修を引き続き促進するとともに、危機管理上の観点から大容量泡放射システムの即応体制をはじめ浮き屋根沈降時の応急対策について再点検が必要。</p> <p>○浮き屋根沈降に伴う油面露出に対する出火防止（不活性ガスの注入等）</p> <p>○当該タンクで貯蔵していた石油等の移送先の確保（タンカー手配等を含む。）</p> <p>○浮き屋根の変形を考慮した油抜き時の安全管理（屋根材等の落下、衝撃防止）</p> <p>○出火に備えた3点セットや大容量泡放射システムによる警戒。泡シール等も考慮した泡消火薬剤の確保</p> <p>○重機や計測機器、オペレータ等の手配等</p>	<p>㊦第4編 第1章 第1節 保安管理の徹底</p> <p>スロッシング対策で規定。新たに、内部浮き屋根の補修等やスロッシングの早期検知のための対策を追加</p> <p>○第4編 第2章 第2節 石油コンビナート等防災施設等の整備</p> <p>スロッシング予測システムを保有</p>
	<p>④ 大容量泡放射システムの運用に係る実効性確保</p> <p>上記③のうち、大容量泡放射システムは全国12ブロックでの集中管理方式を採っており、当該システムの物量やこれに伴う作業量の大きさを考慮すると、タンク全面火災時のボイラオーバー等までの時間との比較において、複合災害時の搬送～事故現場でのセッティングの実効性や活動要領を精査しておくことが必要。</p> <p>○大規模地震発生時にはタンク火災の発生危険があることを前提とし、地震発生後直ちにシステム輸送車両、防災要員等を確保</p> <p>○輸送経路の確保のため、平時から輸送車両が走行可能な経路を複数把握しておき、地域防災計画等における道路の渋滞や被災の想定等に照らして迂回路等を検討。地震発生後は関係機関からの道路情報、ICT（Web、カーナビ等の通行実績情報、衛星画像情報等）の活用、更には必要に応じて経路調査隊を編成する等して、経路啓開情報を収集</p> <p>○緊急交通路や緊急輸送路の利用、警察車両による誘導等について、平時から警察、都道府県公安委員会と調整</p> <p>○陸路の途絶や著しい渋滞等が予想される場合、海路についても事前に検討</p> <p>○各対象事業所の所在場所で想定される地震・津波影響を勘案するとともに、敷地の形状、製造施設や貯蔵施設等の配置、構内ルート、夜間の照明の有無も考慮に加え、セッティング方法を検討</p> <p>○大容量泡放射システムを所期のとおりに搬送～セッティングすることが困</p>	<p>㊦第5編 第4章 第1節 特定事業所等における防ぎょ活動</p> <p>平成26年度に締結した防災本部と広域共同防災組織間の輸送に関する協定に基づいて輸送を行う</p> <p>輸送要領は別に定めあり</p>

現状、問題意識	対応の考え方	計画への反映
<p>(4) 住民への適切な情報伝達及び避難誘導等</p> <p>石災法の枠組みにおいて、石油コンビナート災害時の住民防護は重要な機能の一つであり、上記1(1)の災害想定の見直しと合わせ、周辺地域における住民への災害情報の伝達及び避難誘導の具体的な体制を整備することが必要である。</p> <p>また、東日本大震災での経験を踏まえ、住民の危機意識や防災への関心は高まりを見せており、事故に伴う健康や環境への影響を含め前広なリスクコミュニケーションが求められるようになってきていることから、併せて対応することが適当である。</p>	<p>難な場合の対策（増設による時間短縮、防災緩衝地帯等による代替軽減措置等）等</p> <p>下記のような点を考慮するとともに、別添6（住民への情報伝達）を参考として実効性の向上を図ることが重要である。</p> <p>① 伝達内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危険の種類（火災、爆発、漏えい（可燃性物質、毒劇物、放射性物質等）の別） ○危険の及ぶ範囲（距離、標高、風向き等）とこれに応じた避難や屋内退避の対象範囲 ○危険の種類に対応した住民の対処法（避難場所の位置、屋内待避の要否等） ○必要な生活情報の提供（避難所・医療機関の情報、高齢者や乳幼児等の受入対応、マスクや医薬品等の物資配付の情報、インフラ被害の状況、給水車等の巡回情報等） ○火災や漏えい等の事故収束の見通し、流出・拡散した物質の希釈や回収など復旧の見通し等 ○周辺地域に影響が及ぶ場合のモニタリングの実施と公表等 <p>② 伝達のタイミング</p> <ul style="list-style-type: none"> ○判断指標 ○判断者（都道府県、市町村、事業者） <p>③ 伝達手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域特性に応じた災害フェーズ×伝達内容×伝達手段の最適組合せ。具体的には、プッシュ型（自動的に配信されるタイプ（メール配信など））とプル型（ユーザーが能動的に引き出すタイプ（ホームページ掲載など））の選定。一人暮らしの住民への伝達方法など地域コミュニティにおける補完体制等 ○防災本部（都道府県）中心の情報集約体制、市町村による住民広報、事業者の広報や事態に応じ住民説明会等 ○いたずらに不安をあおる情報や不正確な情報が出回ることを想定し、石油コンビナート等防災本部における情報提供方法の複線化、適切な情報更新、プッシュ型・プル型の使い分け等をあらかじめ規定 	<p>計画への反映</p> <p>◎第5編 第5章 広報活動</p> <p>◎第5編 第5章 広報活動</p> <p>◎第5編 第5章 広報活動</p>
	<p>④ 避難計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災アセスメントを踏まえた対象範囲 ○避難先とのマッチング ○移動手段の確保等 	<p>○第4編 第4章 避難計画</p>
	<p>⑤ 住民参加型の訓練（図上訓練、実動訓練）</p>	<p>○第4編 第1章 第4節 防災教育、防災訓練の実施</p>

現状、問題意識	対応の考え方	計画への反映
<p>(5) コンビナート周辺の社会的に重要な施設への的確な情報伝達及び影響防止</p> <p>南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の発生が懸念される中、エネルギーや産業基盤の強靱化、社会的機能の維持等の観点からも、石油コンビナートやその周辺地域における防災上の取組みの強化が求められている</p>	<p>当該エリアの社会的に重要な施設に対し、的確に情報伝達を行うとともに、関係機関が連携して影響防止を図ることが必要であり、下記に留意して実効性向上を図ることが必要である。</p> <p>○あらゆる事態に備え、陸上又は海上から可燃性物質や有害物質が流出し、広い範囲に拡散した場合にも対処することができるよう、より広域の連携体制を確立しておくことが危機管理上適当。これに当たり、災害応急対応における陸上部と海上部との活動の連携といった既存の枠組み等と緊密に連携した各地域における具体的な対応を明確化しておくことが重要。</p> <p>○対処すべき事案と防護対象の明確化が必要。石油コンビナートが臨海部に存在することを踏まえて、事故の影響を考えると、防護対象としては、例えば発電所、重要航路、接岸設備、漁業施設、高速道路、鉄道、空港、物流拠点、防災拠点等が想定できる。</p> <p>○ヘリコプターの活用を含め、拡散や対応状況を把握し、関係者間で情報共有するための効果的な方策を検討しておくことが必要。</p> <p>○拡散が予想される先への情報伝達体制や連絡手段の具体化が必要。等</p>	<p>㊦第5編 第1章 応急活動体制</p> <p>㊦第5編 第2章 災害情報の収集、伝達連絡</p> <p>㊦第5編 第5章 広報活動</p>